

高知県の医療機関における COVID-19 対策

令和2年12月16日

高知県医師会長 岡林弘毅

今年も残り少なくなる中で、高知県の新型コロナウイルス感染症患者は12月3日以降10人以上の確認が続いており、医療機関でのクラスターや介護施設の職員や利用者の感染も報道されています。ご存知の通り、このウイルスの感染経路は飛沫感染と接触感染ですが、会食、スナック、居酒屋、カラオケ、ライブハウスなどでの3密状態の飛沫感染が主です。また、発症2日前の感染患者と会食した人たちの集団感染があったり、感染していても無症状のこともあるなど、感染防止が非常に困難です。

そのため高知県医師会は以下の通り、高知県の新型コロナウイルス感染症の最高ステージである「非常事態」の感染対応を会員医療機関の職員やご家族に推奨します。

1. 基本の感染対策

勤務中は標準予防策を徹底し、職場内での感染を防止する
身体的距離（1～2m）の確保、常時正しくマスクを着用、手洗いや手指消毒、こまめに換気、食事中に会話をしない

2. 外出

酒類を提供する飲食店に行かない

3. 会食

家族以外との会食をしない（感染対策をしている店を利用）
テイクアウトを推奨

4. 受診・検査

患者と同様に職員・家族も、熱（微熱でも）、咳、咽頭痛、倦怠感、関節痛、下痢、味覚・嗅覚障害などの症状に留意し、症状があれば仕事を休み、発症翌日に検査協力医療機関において新型コロナウイルス抗原検査等を受ける。

5. 家庭内隔離

4の症状がみられたら、検査で陰性が確認でき症状消失までの間、家庭内隔離（部屋、食事、マスク着用など）し、家族内感染防止に努める。

6. 院内感染が発生した場合の初動と事前準備

中央東福祉保健所が作成した「新型コロナウイルス感染症院内感染発生時の初動と事前準備」（同HP参照）を参考に準備する。